

日本のマネロン対策、次の一手

【連載】第10回

重要性増す 実質的支配者の透明性向上



KPMG/あずさ監査法人
金融アドバイザリー事業部
エグゼクティブ・アドバイザー
尾崎 寛

制裁対象者や犯罪者の 仮装隠蔽行為

前回は、制裁対象者の検知・排除に関する課題について説明した。制裁指定を受けた者や団体・国は、金融機関による検知や司法当局による資産等の剥奪を避けるため、代理人を使って資産を管理したり、出資構造や法的取極を複雑にしたりすることによって、制裁指定された者等の関与を隠蔽しようとする。また、犯罪組織や脱税を企図する者も、同様に資産の管理や資

金の流れにおいて、自らの関与がないよう仮装隠蔽を行う傾向がある。

こうした傾向は、2016年に国際調査報道ジャーナリスト連合（ICIJ）が公表した内部文書（パナマ文書）や、21年と同じくICIJが公表した内部文書（パンドラ文書）等によって、より明らかになっている（注1）。

23年3月9日に公表された、日本を含む欧米有志各国で構成された「ロシアの支配層（エリート）、代理勢力、オリガルヒ

に対するタスクフォース」の共同声明（注2）によれば、「資産の隠蔽や不明瞭化の試み、不正な暗号通貨やマネー・ロンダリングのスキーム、ロシアの不正な防衛調達、制裁対象のロシア人の金融仲介業者の利用などのロシアの制裁回避に対する調査・対策のために集団で行動」した結果、「580億米ドル相当以上の制裁対象のロシア人の資産を制限または凍結し、世界中で制裁対象のロシア人の資産を追跡し、国際金融システムから制裁対象のロシア人を大幅に制

限することに成功した」という。

第5次審査に向けて 実質的支配者の把握強化

パナマ文書やパンドラ文書等で法人・信託の悪用事例が明るみになり、法人の実質的支配者の把握強化が必要との問題意識が国際的に高まった。パナマ文書等を受けてFATFは、19年に実質的支配者情報の隠匿・詐称を通じた、法人・信託の悪用事例を集めた報告書を公表している。

さらにFATFは22年3月、法人の悪用を防止する観点から、登録機関等の公的機関が法人の実質的支配者情報を把握できる仕組みの義務化を含む多面的取り組みを規定した勧告24改定案を承諾し、第5次相互審査から適用することとなった（注3）。信託等の実質的支配者の確認を求める勧告25に関しても、信託と同様の法的取極に関する実質的支配者の確認を求める改正が

見込まれている。

金融機関に求められる 取引先法人の事態把握

わが国においては、法務省が、22年1月から「商業登記所における法人の実質的支配者リスト制度」を施行している。株式会社、商業登記所の登記官に対して、実質的支配者に関する情報を記載した書面を提出し、その保管と登記官の認証文付の写しの交付を申請する。金融機関等はその会社から写しを提出してもらおうことで、実質的支配者の証跡として活用できるようになった。しかし、申請はあくまでも会社の任意で、かつ商業登記所は金融機関からの直接の要請には対応できないため、今後、FATF勧告の改正を踏まえた追加的な改善が求められる。

A T F第4次対日相互審査での指摘に対応し、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」においては、24年秋を期限として、すべての特定非金融業者および職業専門家に実質的支配者情報の確認を含む顧客管理義務の対象とすることを検討し、所要の措置を講じるとしている。

なお、英国においては、16年4月から一定の要件に基づき、重要なコントロール機能を有する個人または法人について登記を行うことが法律により求められており、必要な情報は会社から登記所に提出されている。米国においても、同様の法令が施行され、FATF勧告に沿った体制整備が進められている。このような法人や株式会社の実質的な支配者情報の透明性向上は、制裁対象者や犯罪者・グループ、反社会的勢力が、フロント企業を利用して、犯罪行為や不法行為を拡大させていくことに対す

る抑止力となる。

わが国においては、法人等のために、いわゆる「住所貸し」といわれる事業上の住所や設備、通信手段および管理上の住所を提供するレンタルオフィス・バーチャルオフィス事業者が存在し、その中には郵便物受取・電話受付代行・電話転送等の付帯サービスを提供している事業者もある。これらのサービスを悪用することにより、法人等は、実際には占有していない場所の住所や電話番号を自己のものとして対外的に表示できるほか、法人登記を用い事業の信用や業務規模等に関して、架空または誇張された外観を作出することが可能となっている(注4)。

金融機関においては、継続的顧客調査を通じて顧客の事態把握を通じて、法人等の実質的支配者を明らかにして、法人の透明性と資金の追跡可能性の向上を確保することが重要だ。わが国も官民連携の下、既存の制度

の下での速やかな顧客の実質的支配者情報の更新を進めつつ、他国の取り組みを参考に、既存の制度の改善と、法令に基づく要請による登記所等への登録と開示を柱とする制度改正に向けてさらなる検討が求められる。

(注) 1 これらの文書によつて、21万4000社にも上る多数の企業がパナマ等のオフショア金融センターに設立した法人等を利用した課税逃れ等を行っている可能性や、世界各国の政治家、王族、資産家等が租税回避・マネロンを行っている可能性が明らかになった。

2 https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/convention/other/20230309.html

3 この改定により、実質的支配者情報の収集について、多面的なアプローチ、すなわち異なるメカニズムを組み合わせて使用し、管轄当局が最新情報を適時に利用できるようにすること(会社および規制当局のどちらか一方だけでなく、双方で最新情報を保管する枠組み)が求められることになった。

4 国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書(令和4年)」64ページ。